「海外返還廃棄物の受入れ」に関する意見聴取(第2部) 議事録

1. 日 時 : 平成22年8月9日(月) 16:00 ~

2. 会 場 : ホテル青森 3F 善知鳥の間

3. 意見陳述者 : 核燃料廃棄物搬入阻止実効委員会代表 澤口 進

原水爆禁止青森県民会議代表 杉村 憲子

核燃サイクル施設立地反対連絡会議事務局長 小山内 孝 核燃・だまっちゃおられん津軽の会代表 宮永 崇史 核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団 代表 浅石 紘爾

青森県反核実行委員会実行委員長 渡辺 英彦

4. コーディネーター : 科学ジャーナリスト (東京工業大学大学院 非常勤講師) 中村 政雄

5. 青 森 県 : 三村知事、阿部エネルギー総合対策局長、名古屋環境生活部長、

佐々木企画政策部長、阿部原子力施設安全検証室長、原田原子力立地対策課長 他

【司会】

ただいまから、「海外返還廃棄物の受入れ」に関する意見聴取の第2部を開催いたします。 開会に当たりまして、三村知事よりご挨拶を申し上げます。

【三村知事】

各種団体を代表して参加されました皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申 し上げます。

さて、海外返還廃棄物の受入れにつきましては、去る3月、直嶋経済産業大臣等から直接、私に対しまして 検討要請があったものであり、私としましては、県民の安全・安心に重点を置いた対応の観点から、3月23 日に専門家によります「海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討会」を設置し、検討を依頼し、7月1日には、安全性チェック・検討会から報告があったところでございます。

県といたしまして、現在、その安全性・チェック検討会からの報告内容につきまして、県議会議員、市町村長、青森県原子力政策懇話会や、県内6地区で県民の皆様方を対象とした説明会を開催するなど広く周知を図りますとともに、本日、県内各界各層の皆様のご意見を伺う場として、海外返還廃棄物の受入れに関する意見聴取を行うこととしたところでございます。

ご出席の皆様方におかれましては、何とぞ忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、県側の出席者をご紹介申し上げます。

(出席者紹介 省略)

【司会】

それでは、これからご意見を伺ってまいりますけれども、本日は進行役といたしまして、科学ジャーナリストの中村政雄先生にお願いしております。中村先生のご経歴をご紹介申し上げますと、読売新聞社の記者、論

説委員を経まして、現在は科学ジャーナリストとして活躍されておられます。現在、東京工業大学大学院の非常勤講師を務めておられます。また、先生は7月26日、知事が出席をいたしました県民説明会でも、県民の皆様とのコーディネーター、進行役を務めておられます。

それでは、ここからの進行は中村先生にお願いいたします。

【中村コーディネーター】

ご紹介をいただきました、中村政雄でございます。本日は、去る3月に国及び事業者から要請のあった「海外返還廃棄物の受入れ」について、三村知事が直接、県内各界各層から意見を伺うという重要な場面での進行役を仰せつかりましたが、お集まりの皆様方のご協力を得て、この大役を果たせるよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、意見聴取に入らせていただきます。皆様からご意見をいただいた後に、三村知事からコメントを いただくことといたしますので、三村知事、よろしくお願いをいたします。

それでは、第2部最初の意見陳述は、核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表、澤口進さんです。

【核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会(澤口代表)】

ただいまご紹介にあずかりました、核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会の澤口といいます。本日はこのような機会を設けていただきまして、関係各位の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、まず最初に、私のほうから疑問点なりを申し上げながら、意見の陳述にさせていただきたいと思います。

まず1つは、英国から提案されたという低レベル廃棄物と高レベル廃棄物の等価交換をするということですが、具体的理由は何でしょうか。今日までの説明の中では、経済的に有利とか、テロ等の輸送回数の減とか言われていますが、現実的に英国の低レベル廃棄物の貯蔵はどのようになっているのか。なぜ日本がお金を払ってまで等価交換をする必要があるのでしょうかというのが第1点であります。

第2点目でありますけれども、海外返還廃棄物からクリプトン、トリチウム等が放出される。なぜ今回の中で、モニタリングの改修や増設をする必要があるのか明らかにしてほしい。また、米国では、放射性物質のクリプトンを貯留することが環境庁等により義務づけられているわけでありますけれども、このような問題については、日本としてはただ空中に放出しているだけであります。やはり日本もクリプトン等を貯留して、空中に廃棄させないということができないのでしょうかというのが第2点であります。

第3点目でありますけれども、英国のセラフィールド近辺では、がんや小児がん等の発生率が高いということがいろいろな本等において紹介されています。したがって、これ以上六ヶ所等に放射性廃棄物を搬入することは要らないと思うのですが、そのような考え方について、県としてはどのように考えているのか明らかにしてほしいと思います。

それから、第4点目でありますけれども、青森県を最終処分地にしないということを言われていますけれども、現実問題として、どこの自治体も手を挙げている自治体がないわけであります。そういう意味で、本当に最終処分地にしないということが担保できるのか。そういう確信はどこにあるのかというのが第4点目であります。

それから、第5点目として、県民として死の灰を限りなく六ヶ所に集中し、受け入れているわけでありますけれども、県民の不安、そして、被ばくし、安全を声高く主張することが本当に県民の目線に立っているのか、県民に対して原子力施設の傍らで一生を送らなければなければならない我々青森県民の生活感覚は、全く見られないということが言えるのではないでしょうか。これが第5点目であります。

6点目であります。今日まで、事業者が事故やトラブル等を繰り返すたびに詭弁を弄して、事故・トラブル の重大性を隠ぺいしようとしています。国や事業者自身、また、推進する人たちにも不安・不信がぬぐいきれ ないものがあるのではないかと私は思っています。だからこそ、知事自身が国や事業者に安全確認を迫っているのではないのですか。また、行政に対して、県民の不信を払拭するために、知事は国や事業者に説明責任を課すよう求めるべきではないでしょうか。

以上、6点について、質問等に代えて私の意見陳述を終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

【中村コーディネーター】

どうもありがとうございました。6つの疑問点を挙げて、反対というご意見なんでしょうね。放射性廃棄物について英国と等価交換をしたいというけれども、そのような必要があったのか。英国の再処理工場では、がんの発生率が高いというけれども、県はそれを明らかにしろと。それから、最終処分地にしない確信があるのか。県民の目線で安全性を考えてほしいというようなこと、6点の疑問を挙げて反対というご意見でございました。

次は、原水爆禁止青森県民会議代表、杉村憲子さんです。

【原水爆禁止青森県民会議(杉村代表)】

原水爆禁止青森県民会議本代表は、実は今村修でございまして、ちょうど本日、長崎で原水爆禁止の祭典を やっておりまして、それに参加しております。それの原水禁からのメンバーとして、この発言の場を与えられ たこと、ある意味で感謝をしたいと思います。

既に原水爆禁止のほうからは、書面で意見書を提出させていただいております。したがって、その書面について読み上げながら、質問していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この文書で最初に述べましたのは、仏、英両国からの返還廃棄物については、本年3月に国と電事連が相次いで県に受入れを要請したことを受け、貴職は3月末に専門家による安全性・チェック検討会を設置し、同検討会は7月1日に報告書を提出しました。

また、貴職は7月2日、電事連と日本原燃に「県内を最終処分地にしない」との確約書の提出を求め、7月5日には、国にも確約書を求めました。これに対して、国、電事連、日本原燃は、7月13日に確約書を提出しました。

これらを背景として、貴職は、海外返還廃棄物の受入れの是非をめぐり、7月20日の県議会説明会、これに続き、原子力政策懇話会や市町村長への説明、7月23日から26日、県民説明会、県議会原子力エネルギー対策特別委員会での質疑等々、検討手続きを進めてきました。

さらに、貴職は県内各界各層からの意見を聴取することとし、原水爆禁止青森県民会議もその機会を得たと ころでございます。

つきましては、当会議といたしましては、意見を次のように申し述べます。これを十分に参酌され、十分に 時間をかけて、青森県民の安全・安心につながる判断をされますよう要請をいたします。

まず、1番です。安全性・チェック検討会の検討作業が県民目線に立って行われたとされておりますが、その内容が、国の安全審査や事業者の説明内容を追認しているだけのものであり、海外返還廃棄物の受入れ体制を整え、県にそれを促すための役割を果たしているのではないかと思われます。また、同検討会の独自の検証作業がほとんど見られないのは検討作業の不十分さを表しているのではないでしょうか。

2番。2013年から海外返還廃棄物の受入れを要請されている中で、専用の貯蔵施設が間に合わないという理由により、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに低レベル放射性廃棄物を貯蔵するということは、受け入れ体制の計画性と安全性の確保に問題があるのではないか。2018年に低レベル放射性廃棄物貯蔵施設が操業するまで、搬入は延期するべきである。

3番。「青森県を地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分場にしない」との確約書を国、事業者から

得ていると貴職は言うが、高レベル廃棄物の最終処分地もいまだに決まらない現状に県民の不信感は高まっており、さらに、今回の海外返還廃棄物の搬入を認めれば、青森県がなし崩しに最終処分地にされてしまうという不安が増幅されることは避けられません。よって、国の責任で最終処分地の決定時期を明確にさせるべきであるが、これまでの県民説明会や県議会原子力・エネルギー対策特別委員会等での国、事業者の説明は依然として曖昧模糊としていることは問題であります。

4番。海外返還廃棄物に関して、一時貯蔵から最終処分地に搬出されるまでの期間、国、電事連、電気事業 各社、日本原燃の責任範囲について、誰がどこの段階まで責任を負うのかについて、明確にさせるべきだが、 これが現時点においても不明確であるのは問題であります。

5番。安全性・チェック検討会は、海外返還廃棄物の品質保証について、国の品質保証システム、さらには、 日本原燃の品質保証計画や品質マネジメントシステムについての信頼性があるとしているが、日本原燃六ヶ所 再処理工場において、事故、トラブル、規定違反が相次いで発生していることに県民は大きな不信を抱いてい ます。このことについて、同社の解消方策が検討された形跡が見られず、県民としてこれを確認できる方策が 不明確であります。

6番。低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の飛来物対策については、米軍戦闘機が想定されているようだが、沖縄県の基地負担軽減のための三沢基地での訓練強化を想定した対策となっているのかが不明であります。米軍との安全対策に関する対応はどのように行われているかについて明らかにされていないのは大きな問題であります。以上、この6点について意見をいたしました。

【中村コーディネーター】

ありがとうございました。6つの理由を挙げて、反対をなさいました。その6つの理由、例えば、高レベル 放射性廃棄物貯蔵管理センターに低レベル放射性廃棄物を貯蔵するというのは、受入れ体制の計画性と安全性 の確保に問題があるのではないか。だから、2018年に低レベル放射性廃棄物貯蔵施設が操業するまで搬入は延 期しろと。それから、県の責任で最終処分地の決定時期を明確にさせるべきであるが、曖昧模糊としている。 海外返還廃棄物については、一時貯蔵から最終処分地に搬入されるまでの期間、国、電事連、電気事業各社、 日本原燃の責任範囲が不明確である、問題だというご意見でございました。ありがとうございました。

次は、核燃サイクル施設立地反対連絡会議事務局長、小山内孝さんです。お願いします。

【核燃サイクル施設立地反対連絡会議(小山内事務局長)】

今、ご紹介にあずかりました、核燃サイクル施設立地反対連絡会議の小山内です。今回の海外返還廃棄物搬入の受入れは、断固拒否していただきたいと考えています。

その第 1 の理由は、高レベル放射性廃棄物の処分場についての見通しが全く立っていない。そして、当初、最終処分地の概要調査選定が平成 10 年度後半に行う、精密調査地区選定が平成 20 年度前半に行うという具合にされていました。それが突然、平成 20 年 3 月に、概要調査も精密調査も平成 20 年中頃に地域選定するという具合に勝手に、一方的に最終処分地の調査を変更しているわけです。これは、具体的に全く計画が破綻しているのです。それに対して、県としては本当にこれでは全く、核廃棄物を受け入れられないとすべきものだと私は考えています。見通しが単に無いということだけではなくて、計画そのものを変更しているわけですから。

そしてまた、原子力委員会の幹部が、最終処分というのは 100 年、200 年の事業だから、最初の 5~10 年遅れても何とも構わないのだということを言っている原子力委員会の幹部の方がいるというのを私は新聞報道で知りました。これは全く県民を侮辱しているのではないかというぐあいに考えています。それが第1点です。

第2の受入れ拒否の理由は、再処理工場もそうですけれども、高レベル放射性廃棄物の貯蔵施設も耐震安全性が全く確立されていない。地質学者、地震学者が、現在は地震の活動期に入っているということを予測して、日本全体に地震が次々に起こるということを言っています。確かに次々に、以前よりは地震が圧倒的に増えて

いるわけです。新潟県の柏崎刈羽原発では、大きな中越沖地震が起きました。それ以降、国としても耐震の安全性を変えたわけです。新潟の地震というのはマグニチュード 6.8 でした。新耐震設計指針というものを発表して、新潟県の場合は、基準地震動を 450 ガルから 2,300 ガルに引き上げています。これは約 5 倍です。ところが、六ヶ所再処理工場と施設に関しては、基準地震動は 375 ガルから 450 ガルに、新しい耐震指針に基づいてやったと言うけれども、私は全く科学的な根拠が説明されていないと思います。ですから、この耐震問題というのは大変不安に思っているわけです。県としても国としても、新耐震指針で、どうして 375 ガルからたった 450 ガルに引き上げたのか、その科学的な根拠を県民、あるいは国民全体にも示す必要があると思います。これは全く具体的でない。

今回の検討会の報告というのは、平成 18 年 9 月に改訂された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に基づいてやったからと言うけれども、実際の六ヶ所の断層や何かに関する具体的な検討は何ひとつありません。これで本当に検討したのか。だから、耐震問題で全く検証されていない。だから、ぜひ具体的に、安全だと、そして、一時貯蔵も安全なんだということのきちんとした証明はなさるべきだと思います。それがない。第 3 番目に、世界的に今、原子力発電というのは、60 年も原発をやられてきて、廃炉の時代に入っています。日本も四十数年です。どんどんこの後、廃炉の時代になっていって、この廃棄物というのはいろいろな種類の廃棄物がどんどん出てくるわけです。当初予想したような廃棄物だけではなくて、今回の廃棄物も、使用済核燃料を廃棄したものだから、超ウラン元素をたくさん含んでいるわけです。ネプツニウムですか、ああいうのは半減期は 200 万年ですか、とにかく 100 万年単位です。それを安全に管理しなければならない物質なわけです。だから、決して低レベルといっても、内容物がずっと放射性を出し続けるものだから、100 年、200 年の短い期間でなくて、一時貯蔵なんていうものではないですね。長い期間、安全に管理すべきものです。低レベルといっても高レベル廃棄物と同じものだという自覚を皆さんは持っていると思いますけれども、そして、そういう廃棄物がどんどん出てくるということ。

そして、今回返還される固型物収納体というのは、県は以前から想定していたものですか。私は、返還物としては想定していなかったのではないかと思うのです。だから、断って当然のものだと思います。返還される廃棄物の内容の契約が県自体に、国が受け入れる前にきちんと県に打診あるべきが当然で、全く内容物がわからない状態、それを今、初めて明らかにされてくるわけで、県としても初めて受け取るのであれば、固型物そのものの分析から何からやって、県民にも説明して、受け入れるかどうかを検討すべきで、私は長期間保管する必要があるものというのは、最初に述べたように、高レベル放射性廃棄物と同じように、全く受け入れるべきものではない。管理できないものですから。

最後になりますけれども、もはや原子力発電というのは、先ほども話したように、廃炉の時代で、風力発電とか太陽光発電というのが、現在、発電としてはものすごく伸びていて、原発は、私は 2000 年の半ばで、もはやだんだん消えていくものだと基本的に考えています。なぜなら、今、圧倒的に増えているのは、風力発電や太陽光発電であるし、だからこそ今、最も廃棄物をきちんと処理・処分を我々は考えていかないとだめだ。だから、一度は立ち止まって、ぜひ考えていただきたい。

最後に、私はかなり前に『「原発」革命』という本を読みました。古川和男さんという方が、京都議定書の二酸化炭素を削減するためには、トリウム炉がいいと書いてあります。私は、二酸化炭素削減というのはどうかと思うのですが、廃棄物を燃やし尽くす溶融炉というか、トリウムでの原子炉ですけれども、これならば、やがてプルトニウムとかアメリシウムとかの超ウラン元素も含んで、全部燃やし尽くして、トリウムという新しい原子というのは、彼に言わせれば「未来を開く原子炉だ」と言っているけれども、今の原発ではない。廃棄物を燃やすというのでは、将来性があるのではないかとちょっと思いました。以上で終わります。どうもありがとうございました。

【中村コーディネーター】

どうもありがとうございました。県は返還廃棄物の受入れを断固反対しろというご意見でございました。その理由は、高レベル放射性廃棄物の処分場のめどが立っていない、計画が破綻しているのではないか。それから、一時貯蔵の場所についても、耐震性がまだ確立していない。それから、今は低レベルであっても放射能を出し続けるのだから、受け入れて安全なのかどうか、もっと分析する必要がある。原子力の時代ではなくて、太陽光、風力の時代であるということでございました。ありがとうございました。

次は、核燃・だまっちゃおられん津軽の会代表、宮永崇史さんです。

【核燃・だまっちゃおられん津軽の会(宮永代表)】

このたびは当会に発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございました。私は、この会議の 代表の一人を務めます、宮永崇史と申します。

イギリス、フランスからの返還低レベル放射性廃棄物受入れ問題について、当会の意見を述べさせていただきます。

結論は、最終処分地が決まっていない現状では、この核のごみは受け入れるべきではないと考えます。その 理由を、以下 5 点にわたって述べます。

1つ目。新聞東奥日報は、7月20日の社説で、受入れ問題について国の姿勢を批判し、確約よりも最終処分地を示せと主張しました。日本各地に原発から生じる使用済燃料が再処理のために次々に青森県に運ばれ、一時貯蔵されています。国は繰り返し、「青森県を最終処分地にしない」という確約を重ねていますが、肝心の搬出先探しには進展が見られません。国の原子力幹部が、先ほどもありましたように、「最終処分は100年、200年の単位だから、慌てないほうがいい」と述べたそうですけれども、これは問題を先送りする無責任な発言だと言わざるを得ません。こうした発言を招く要因に、これまでの県の姿勢があると考えています。県自身も空証文になりかねないような国の確約に依拠して核燃マネーを引き出し、県の産業振興を図るという政策をとってきました。県民の不安を金に置き換えることはもうやめて、自然豊かな青森県の特徴を生かした政策に転換させるべきです。

2つ目。イギリスからの放射性廃棄物は、同等の放射線量の高レベル廃棄物に置き換えて運ぶ単一返還方式とすることです。チェック・検討会はこれを合理的だと評価していますが、これは国にとっては合理的かもしれませんが、ごみを受け入れる現地としては、リスクが一層高まることになります。検討委員会は、安全に管理するので心配はないと言いますけれども、そもそも安全性の問題では、再処理工場の真下に活断層が存在する学説もあり、このような一方的な主張のそしりを免れません。新潟県のように、県も国や日本原燃の主張に異議を唱えている科学者も交えて、県民にその公平さが担保できるような組織をつくり、安全性を議論すべきだと考えます。

3つ目。国の搬出先探しに進展が見られないのは、県の弱腰が要因の一つです。今回の海外からの低レベル放射性廃棄物の受入れに関しても、最終処分地が決まるまでは原発の規模に応じて、各原発サイトに保管してもらいたいという原則を県は主張すべきだと思います。先ほどのチェック・検討会は、海外からの放射性廃棄物は安全に管理できるという結論を出しました。それならばなお一層、同様の施設を各地の原発サイトに建設してもらっても構わないということではないでしょうか。六ヶ所集中方式よりも当然コストはかかりますけれども、これは電気料金として国民に負担してもらうことになるでしょう。受益者がリスクを広く平等に負担するという視点は、とりわけ、こうした迷惑施設をどうするかという問題では非常に大事だと思っています。もちろん、青森県自身も、抱える原発の規模に応じたリスクを負担しなければなりませんが、これであれば同意は得られるものと思われます。

今現在、まだ再処理工場が稼働すらしていないときに、当初の予定がなかったような海外からの廃棄物を受け入れるということは、安全性さえ担保されれば、最終処分地も青森県が引き受けますよということを内外に

アピールすることになりかねないということを県知事は肝に銘じてほしいと思います。

4つ目。再処理工場が処分する高レベル廃棄物の環境に及ぼす影響は、日本ではまだ未経験のものです。イギリスのセラフィールド及びフランスのラ・アーグなどでは、その周辺地域で白血病の発生率が増えたと報告があります。国としての正式な調査はまだされていません。だからこそ、多くの県民は不安を抱いており、県としても小児がんの発生に関する継続的な調査をしているのだと思います。しかし、小児がんが増えてくるというような結果が出てからでは遅いと思います。肝心なことは、そのリスクを少なくても、心配しなくても済むような環境づくりではないでしょうか。海外からの放射性廃棄物の受入れは、いくら安全性を唱えたとしても、こうした環境づくりに逆行するものであることは明らかです。

5つ目。国や電事連は、首都から遠く離れている下北半島を日本全国の核のごみ捨て場、貯蔵場所とするのがコスト的にも合理的だと考えています。青森県は県民所得も全国の低いレベルにある貧乏な県ですけれども、迷惑施設と引き換えに金を出せば、多少のトラブルはあっても受け入れてくれるに違いないという読みが透けて見えます。こうした手法で県内に極東最大の米軍基地ができ、再処理工場ができ、そして、さらに原発が増えてきています。しかし、外部からの補助金に依存した地域づくりは、麻薬患者のようなもので、一度受け入れると抜け出すことはなかなかできません。東通村が地方交付税交付団体に転落したとの記事が報道されていましたが、村長は「さらなる施設の建設・着工を進めてほしい」とコメントを出していました。しかし、人類はまだ核エネルギーの制御を自らのものにしていません。今を生きる私たちはもちろん、何十、何百世代、子々孫々にわたって遺伝子に影響を及ぼしかねない危険性を原子力は秘めています。危険施設を受け入れて地域振興を図る手法に、私たちは大きな危うさを感じています。県知事は、県内の地域振興を図る上で、県民がこの地で安全・安心に暮らしていくという最低限の信託にこたえる責任があると思います。以上のような物差しから、県知事には、海外からの今回の放射性廃棄物受入れ問題を判断してほしいと思います。。

最後ですけれども、今回の意見聴取を行う団体の選出に当たり、どのような基準で選出されたか、私たちにはよくわかりません。公聴会への参加を募り、発言したい団体には分け隔てなくその機会を保障すべきではなかったでしょうか。また、今回の公聴会で話された内容は、県のホームページなどで公開すべきであるということを申し添えて、私からの発言を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【中村コーディネーター】

ありがとうございました。ただいまのご意見は、受け入れるべきではないという反対のご意見であります。 その理由としては、まず、青森県は自然豊かである。これを生かした生き方に転換をする必要がある。返還廃棄物の受入れ貯蔵施設は耐震性の検討が不十分である。それから、最終処分場が決まらない段階で受け入れるということは非常に弱腰である。英国では、再処理工場の周辺で小児がんの発生がある。そういうリスクを心配しなくてもいい環境づくりが先決ではないか。お金と引き換えに受け入れるということは麻薬患者みたいなものだ。こういういろいろな意見をぜひホームページに載せてほしいというご意見でございました。

それでは、次は核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団代表、浅石紘爾さんです。

【核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団(浅石代表)】

原告団は、このたびの海外返還廃棄物受入れには、絶対反対であります。

知事の胸の内を探測させていただくと、次の理由で、内々、廃棄物を受け入れてもいいのではないかと考えておられるのではないかと思うのですが、その第 1 点は、先ほど来、話が出ております、直嶋大臣が直々に、返還が遅れると国際的な信用を失うという発言があったこと。第 2 は、安全性チェック・検討会のお墨付きが出て、そして、六ヶ所を最終処分場にしないという政府の約束がなされた。第 3 は、核燃マネーの誘惑、この3 つではないかと私は考えております。

しかし、このいずれの理由も、青森県民を納得させるものではないと思います。第1に、海外再処理委託に

よって発生した中・低レベルの放射性廃棄物をなぜ我が青森県が引き受けなければならないのか。その合理的理由が明らかにされていないからであります。核燃を北村知事が受入れ表明した 1985 年以降に BNFL、コジェマ社と日本政府が締結した契約を見ますと、再処理後の廃棄物を返還するかどうかの選択権は、英仏の再処理事業者が持つということになっているだけでありまして、返還先はそこには定められておりません。また、当初、青森県六ヶ所村と電事連との間で取り交わされた立地基本協定では、管理センターへの立地さえ明記されておらず、いわんや、海外返還低レベル廃棄物の受入れなど、全く予定されていなかったものであります。青森県は、今や世界でも類を見ない放射能と核のごみの一大集積場と化しております。使用済燃料という高レベル廃棄物を吐き出す、これからの計画を含めて3基の原発の立地、核燃4施設、むつの使用済燃料の中間貯蔵場、これに MOX 加工工場が加わります。さらに、本件施設が完成すれば、青森県はまさに、放射能と核廃棄物のデパートとなり下がってしまうと言っても過言ではないと思います。

県民はこんな姿の青森県を望んでいるのでしょうか。国際的信用を守るということと、青森県民の福祉を守るということとは、全く別の次元の話ではないかと思います。国際協約を守るのは政府の責任であり、青森県知事である三村さんの責務ではありません。知事は、県民が核施設の集中立地が民生の向上に寄与するかどうかという社会的視点に立って、知事はその受入れの是非を決めるべきであります。県民は、核のごみが永久的に青森県に居すわるのではないかと心配しています。高レベル廃棄物の最終処分場探しが、国との確約が何の法的拘束力を伴わない空証文であることは、岡山県の人形峠でウラン残土の撤去拒否の例から見ても明らかであります。また、処分場候補地に特例を設けないという政府の基本的方針など、客観的な状況を考慮するならば、県民の不安を単に杞憂と片づけることはできないはずであります。

イギリスの単一返還は、処分先が全く不透明な高レベルガラス固化体 150 本を青森県が追加して引き受け、最終処分場の負担をさらに増やす恐れがあることを意味します。この方式によることのメリットが強調されておりますけれども、それは使用済燃料を発生させた日本の電気事業者と、それを再処理して外貨を稼いだイギリスの再処理事業者の思惑であって、これを受け入れる住民サイドのデメリットは一顧だにされていません。知事が真に住民自治を尊重するというのであれば、今こそ地方自治法が定める住民投票で受入れの是非を決すべきであります。

次に、安全性チェック・検討会の結論という点について申し上げますが、この結論は、極めて科学性に欠け、 民心から離反したものと言わざるを得ません。そもそも検討会の構成を見ると、いずれも原子力推進派と目されるメンバーのみで占められておりまして、人選の公正さに欠けております。これは安全宣言を出すためのアリバイ作りとしか考えられません。報告内容を見ましても、安全性が確保される設計となっているから安全であるといった抽象論に終始しておりまして、県民の不安、疑問を払拭するものとはなっておりません。例えば、原告団が裁判でつとに主張しております、変動地形学の専門家が指摘している、いわゆる六ヶ所断層、そして、80 kmにも及ぶ海底活断層に関する新たな知見を検討した形跡は、どこにも伺えないのであります。耐震設計は、先ほどもお話がありましたが、相変わらず最大加速度を 450 ガルとして安全評価をしております。また、航空機対策についても目新しい指摘はなく、逆に、本件施設では、輸送容器を防護設計から除外することによって、ただでさえも貧弱な防護対策がさらに弱体化しているというのが現実であります。さらに、検討会は、今後の留意点におきまして、検討は県民の目線に立って行われたと自負しております。しかし、構成員は外人部隊のみで、青森県が高レベルの最終処分場にさせられるのではないかという県民の不安解消を真摯に検討したものではありません。知事はこのような報告に満足することなく、本当に地震を引き起こす活断層はないのか、地震が起きたとき、施設はこれに耐えられるのか、F16 が墜落しても放射能が環境に漏れ出すことはないのかを公正な機関に依頼して、もう一度具体的に検討してもらいたいと思います。

最後に、青森県は核燃マネーに依存する体質から脱却し、一次産業を中心とした本来の産業構造に舵を切り 直すべきであると申し上げたい。核燃サイクル計画は、青森県の地域経済の起爆剤になると大々的に宣伝がな され、立地が決まりました。現在、核燃マネーは県税収の13%を占めるに至りましたが、地域経済を潤してい るとはお世辞にも言えない状況にあります。有効求人倍率は、沖縄に次いで最下位を低迷、県内の建設業者、土建業者は、ここ9年間で867社も減少しているという統計がございます。結局、核燃立地の勝ち組は、中央のゼネコンと県庁と六ヶ所村役場だけ。県民の多くは核燃マネーの恩恵にあずかれないばかりか、放射能被害の危険と核のごみという負の遺産を背負わされているにすぎません。県民は放射能との共存を望んでおりません。知事が一日も早く核燃の呪縛から解き放され、目先の利害ではなく、100年先を見越した賢明な選択をされることを願って意見表明としたいと思います。

【中村コーディネーター】

ありがとうございました。ただいまのご意見は、返還廃棄物の受入れは絶対反対である。その理由として、なぜ青森県が受け入れるのか合理的な説明がない。2番目は、一体、返還廃棄物の受入れが民生の向上に役に立つかどうかはっきりしない。安全であるということを決めた検討会の構成は推進派だけだ、受入れのアリバイづくりじゃないか。耐震性の検討は不十分である、もう一遍やり直してほしい。青森県は一次産業中心にした経済に切り換えてほしい。放射能との共存は望んでいない、こういうご意見でございました。

続きまして、青森県反核実行委員会実行委員長、渡辺英彦さんです。

【青森県反核実行委員会(渡辺実行委員長)】

私は、青森県反核実行委員会代表の渡辺英彦であります。

再処理工場は1988年に着工して、1999年12月には、建設費7,600億円で完成すると述べておったわけでありますが、13年間、17回も完成時期を延ばして、そして、その建設費、3倍の2兆1,930億円にも膨れ上がって、まだ完成をしていないという状況にあります。私どもは、1985年4月9日、当時の北村知事のときに、青森県が3点セットを中心にして核燃サイクルを受け入れたわけです。私ども反核実行委員会は、この4月9日を「反核燃の日」として、これまで毎年、「4・9反核燃の日」として活動してまいりました。それは、核燃施設と人類は共存できない、そのことを訴えて、脱原発、持続、そして、再生可能な地域分散型のエネルギーの推進を国策とするべきだ、これを求めて全国運動を今日も継続している立場からしますと、今回の海外から返還される低レベル放射性廃棄物については、受入れを認めるべきではない、反対の立場であります。

そこで、当委員会としての意見を次のとおり申し述べますので、十分検討されて、我々の意見を具現化していただきたいと思っているところであります。

1つは、安全性チェック・検討会の委員が、先ほども述べられておりましたが、どのような選考基準で選定されたのかが不明確であります。しかも、検討時間が不十分であり、また、同会の報告書では、国が行う安全審査とは、趣旨・性格を異にするとも述べているわけでありますが、その内容は、事業者や国の説明内容をおうむ返し的になぞるだけの追認姿勢でありまして、独自の検討内容の報告が極めて少なく、県民の信頼は得られないと考えております。その具体的な内容としては、低レベル廃棄物の受入れ、新設計画の記載をしておりますが、六ヶ所再処理工場で発生するハル等圧縮体に関する計画内容の検証が不十分であります。

2つ目は、海外返還廃棄物の仕様等について、高レベルガラス固化体の最大発熱量の差異に関する解明と検 討が不十分であります。

3つ目、日本原燃の品質保証活動に関しては、適切に実施することは可能と考えると結論づけているわけでありますが、これまでの再処理工場内での事故、ついこの前もまた高レベルで事故が起きておりますが、これらの事故・トラブル等への検討の評価がなくて、説得力が低いのであります。

2番目としては、青森県を地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないという確約書について、貴職がいくら国、電事連、事業者からの確約書を得ても、長期間にわたる一時保管の期間が経過する中では、確約の担保及び確約の実行については、もちろん、今、三村知事も当事者でありますが、30年から50年置く約束をしても、期日の明記がされていないということであれば、これは本当に不確かな確約書にしかなら

ないということを考えたときに、県民の大きな不安が残ると思います。したがって、最低でも確約書には最終処分場を確定させる時期を明確に記載させて、国の責任において、最終処分地を早期に選定させる義務を明確に示させなければならないと思っております。

3つ目。海外での再処理委託時点で、プルトニウム製品と核のごみは、発生者責任が原則であり、国内での 最終処分地を確定できなかった国の責任こそ明確にすべきであり、それを求めることが先決であり、当面は留 保すべきであります。よく「トイレのないマンション」と言われますが、いくらよく見栄えをさせても、最終 地のトイレがなかったら、だれも入居者はありませんよ。今、まさにこの国の原子力政策の中で、トイレのな いマンションのような状況のような中で、青森県民をそのトイレのないマンションに押し込めようとしている のではありませんか。こういう国の原子力政策には、真っ向から、知事として県民の命と財産を守るという立 場から、堂々と国に文句を言うべきだ、こう訴えるところでもあります。

4つ目は、日本原燃が建設予定の受入れ貯蔵施設は、2018年完成の予定だと述べているのでありますが、国及び事業者の責任であり、相手国に迫られるなどということであってはなりません。国が責任を持って、そのことを県は国に求めるべきです。3つ目、4つ目は重複している部分もありますから、そういう意味で申し述べておきたいと思います。

5つ目。海外返還廃棄物の品質保証について、第三者機関としてビューロ・ベリタス社(フランス)やロイド・レジダス社(英国)の妥当性や国の品質保証システム、さらには、日本原燃の品質保証計画や品質マネジメントシステムについての信頼性を、県民として確認できる方策が明確でないと考えております。

最後でございますが、英国で処理された使用済核燃料から発生したセメント固化体 1,500 ㎡、雑固体が 7,700 ㎡、しめて 9,800 ㎡、7,800 本ぐらいになるわけでありますが、この分の低レベル廃棄物を放射能レベルが同等の高レベル廃棄物に置き換えれば、13 ㎡で終えると新聞に出ています。そうすれば、計算してみたら、476.9分の 1 です。それだけ少なくなるということが出ています。そして、それによって返還の輸送費が少なくなり、低レベル廃棄物を保管する施設をつくるには 650 億円、これを入れるためにかかる経費が、13 トンにすれば、高レベルに置き換えることによってつくる必要がないとなっているんですね。そうなったら、事業者は 1,300億円の経費の削減になると述べています。

そこで、この単一返還方式というのは、英国の発案のようでありますが、今、青森県に押しつけられるのであれば、この単一方式というのは、青森県にとってどうなんですか。事業者は経費削減ということであるかもわからないけれども、476.9分の1の問題というのは、高レベルで入れたときの濃度の問題、危険度の問題、県民にどうなんだということをやっぱり明らかにするべきではないでしょうか。そういうことなどを何ら示されない中で、今、受けなければならないような立場には、全く県はない。トイレのないマンションを受け入れるべきではないということを堂々と国に申して、押し返していただきたい。こういうことが私どもの立場の反対の陳述でございます。ありがとうございました。

【中村コーディネーター】

どうもありがとうございました。核燃施設と共存はできない。だから、受入れ反対だというご意見でございます。その理由としては、安全性・チェック検討会の検討は非常に不十分であった。それから、青森県を最終処分地にしないという確約書があるわけですけれども、最低でも確約書に、最終処分場を確定させる時期を明確に記載させる必要がある。国が責任を取らずに青森県に押しつけている。2018年に低レベル放射性廃棄物受入れ貯蔵施設が完成してから受入れを交渉することを検討してもいいのではないか。それから、低レベル、高レベルに換算すると、事業者はこれだけの利益があるけれども、それでは、県民にとってはどうだということがはっきりしていないということでございました。

以上で第2部、6名の意見陳述が終了いたしました。それでは、知事からコメントをいただきたいと存じます。

【三村知事】

本日は、各団体の皆様方からそれぞれに貴重なご意見を賜りました。本当にありがとうございました。 私といたしましては、海外返還廃棄物の受入れにつきまして、本日の皆様方からのご意見や、また、県民説

明会でのご意見、県議会でのご議論などを踏まえながら、今回、こうして各界各層からのご意見をいただいているわけでございますが、今後、慎重かつ総合的に判断してまいりたいと考えている次第でございます。

本日は、各団体の皆様方におかれましては、お盆前、非常にご多忙の時期ではございますが、こうしておいでいただき、それぞれにご意見を賜りましたことに感謝申し上げる次第でございます。本日は誠にありがとうございました。

【中村コーディネーター】

どうもありがとうございました。これで第2部を終了いたします。 予定の時間をちょっとオーバーいたしまして、進行役としては申しわけございませんでした。

【司会】

どうもありがとうございました。

— 了 —